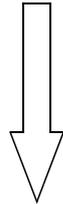


株式会社日本政策金融公庫の設立に伴う不動産登記について

【Ⅰ】概要

国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行
(法附則第15条第1項)、(法附則第16条第1項)、(法附則第17条第1項)、(法附則第18条第1項)



平成20年10月1日統合
「株式会社日本政策金融公庫法」(平成19年法律第57号)

株式会社日本政策金融公庫

※国民金融公庫、環境衛生金融公庫 ⇔ 国民生活金融公庫

(平成11年10月1日国民生活金融公庫法附則第2条、附則第3条第1項)

※日本輸出入銀行 ⇔ 国際協力銀行

(平成11年10月1日国際協力銀行法附則第6条第1項)

【Ⅱ】登記手続き

1. 所有権移転登記

①国民生活金融公庫(国民金融公庫)、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行名義の不動産(平成20年9月30日以前の原因で第三者に移転したものを除く)

⇒ 株式会社日本政策金融公庫(以下「日本政策金融公庫」という。)の申請により日本政策金融公庫に移転

原因証明情報省略、代表者事項証明書添付(住所証明書も兼ねる)

②国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行名義の不動産で平成20年9月30日以前の原因で第三者に移転したもの

⇒ 日本政策金融公庫と登記権利者の申請により所有権移転

2. (根) 抵当権の設定

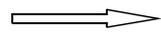
①平成11年9月30日以前の原因で日本輸出入銀行が権利者の場合

⇒ 日本政策金融公庫及び義務者の共同申請

登記原因証明情報、代理権限情報は日本輸出入銀行、国際協力銀行、日本政策金融公庫のいずれでも可

②平成20年9月30日以前の原因で国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、

中小企業金融公庫、国際協力銀行が権利者の場合

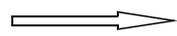


日本政策金融公庫及び義務者の共同申請

登記原因証明情報、代理権限情報は日本輸出入銀行、国際協力銀行、
日本政策金融公庫のいずれでも可

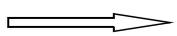
3. (根) 抵当権の移転登記

①国民金融公庫、環境衛生金融公庫、日本輸出入銀行が名義人であるもの



日本政策金融公庫の申請で、移転原因を併記して直接日本政策金融公庫に移転

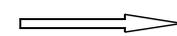
②環境衛生金融公庫、日本輸出入銀行が名義人であるもので平成20年9月30日までに抹消又は変更原因が生じているもの



(株)日本政策金融公庫の申請で国民生活金融公庫、国際協力銀行への移転登記

登記原因証明情報、代理権限情報は国民生活金融公庫、
国際協力銀行、日本政策金融公庫のいずれでも可

③国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行名義のもの（平成20年9月30日まで抹消変更原因が生じていないもの）



日本政策金融公庫の申請で日本政策金融公庫に移転

4. 登記名義人の名称変更

①国民金融公庫名義不動産で、平成20年9月30日以前の原因で第三者に移転したもの。



所有権移転の前提として、日本政策金融公庫の申請で、国民生活金融公庫に変更

登記原因証明情報、代理権限情報は国民生活金融公庫、(株)日本政策金融公庫のいずれでも可

②国民金融公庫名義の(根) 抵当権で、平成20年9月30日までに変更原因が生じたもの



その前提として、日本政策金融公庫の申請で、国民生活金融公庫に変更

登記原因証明情報、代理権限情報は国民生活金融公庫又は
日本政策金融公庫のいずれでも可

5. (根) 抵当権の変更

①国民金融公庫、環境衛生金融公庫、日本輸出入銀行が登記名義人である(根) 抵当権で平成20年10月1日以降に原因が生じたもの

⇒ 日本政策金融公庫に移転し、その後日本政策金融公庫と義務者の共同申請で変更

- ②国民金融公庫が登記名義人である（根）抵当権のうち平成20年9月30日以前に原因が生じたもの

⇒ 国民生活金融公庫に名称変更し、日本政策金融公庫と義務者の共同申請により（根）抵当権を変更
 登記原因証明情報、代理権限情報は、国民生活金融公庫、日本政策金融公庫のいずれでも可

- ③環境衛生金融公庫、日本輸出入銀行が登記名義人である（根）抵当権のうち、平成11年9月30日以前に原因が生じたもの

⇒ 日本政策金融公庫と義務者又は権利者の共同申請により（根）抵当権を変更
 登記原因証明情報、代理権限情報は国民生活金融公庫、国際協力銀行、日本政策金融公庫のいずれでも可

- ④環境衛生金融公庫又は日本輸出入銀行が登記名義人である（根）抵当権のうち平成11年9月30日から平成20年9月30日までに変更原因が生じたもの。

⇒ 国民生活金融公庫又は国際協力銀行に（根）抵当権を移転し、日本政策金融公庫と義務者又は権利者の共同申請により（根）抵当権を変更
 登記原因証明情報、代理権限情報は国民生活金融公庫、国際協力銀行、(株)日本政策金融公庫のいずれでも可

- ⑤ 国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行名義の（根）抵当権のうち平成20年9月30日以前に変更原因が生じたもの。

⇒ 日本政策金融公庫と義務者又は権利者の共同申請により（根）抵当権を変更
 登記原因証明情報、代理権限情報は国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行、日本政策金融公庫のいずれでも可

- ⑥国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行名義の（根）抵当権のうち平成20年10月1日以後に変更原因が生じたもの

⇒ 日本政策金融公庫に移転を経た上、日本政策金融公庫と義務者又は権利者の共同申請により（根）抵当権を変更

6. (根) 抵当権の抹消

- ①国民金融公庫が登記名義人である（根）抵当権で平成20年10月1日以前に抹消原因が生じたもの

- ⇒ 日本政策金融公庫と義務者の共同申請により抹消
 登記原因証明情報、代理権限情報は国民生活金融公庫、日本政策金融公庫のいずれでも可
- ②環境衛生金融公庫又は日本輸出入銀行が登記名義人である（根）抵当権で平成11年9月30日以前に抹消原因が生じたもの
- ⇒ 日本政策金融公庫と義務者の共同申請により抹消。
 登記原因証明情報、代理権限情報は国民生活金融公庫、国際協力銀行、日本政策金融公庫のいずれでも可
- ③国民金融公庫、環境衛生金融公庫、日本輸出入銀行 が登記名義人である（根）抵当権のうち平成20年10月1日以前に抹消原因が生じたもの
- ⇒ （根）抵当権を日本政策金融公庫に移転し、日本政策金融公庫と義務者又は権利者の共同申請により（根）抵当権を変更
- ④環境衛生金融公庫、日本輸出入銀行 が登記名義人である（根）抵当権のうち平成11年9月30日から平成20年9月30日までに抹消原因が生じたもの。
- ⇒ 国民生活金融公又は国際協力銀行に（根）抵当権を移転し、日本政策金融公庫と義務者又は権利者の共同申請により（根）抵当権を抹消
 登記原因証明情報、代理権限情報は国民生活金融公庫、国際協力銀行、日本政策金融公庫のいずれでも可
- ⑤国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行名義の（根）抵当権のうち、平成20年9月30日以前に抹消原因が生じたもの。
- ⇒ 日本政策金融公庫と義務者又は権利者の共同申請により（根）抵当権を抹消。
 登記原因証明情報、代理権限情報は国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行、日本政策金融公庫のいずれでも可
- ⑥国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行名義の（根）抵当権のうち、平成20年10月1日以降に抹消原因が生じたもの
- ⇒ 日本政策金融公庫に（根）抵当権の移転をした上、日本政策金融公庫と権利者の共同申請により（根）抵当権を抹消

7. その他

権利義務の承継を証する情報、所有権又は（根）抵当権の移転及び登記名義人の名称の変更に関わる登記原因証明書は、その事実が法律により明らかであるから、その提供は省略。

参考：平成20年9月30日民二第2633号（抄）、平成11年9月14日民三第1964号（抄）

平成20年10月1日日本政策金融公庫農林水産事業本部からのお知らせ